

## 共同で実施する健康診査事業の公表について

ベイシアグループ健康保険組合  
理事長 有賀 克也

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ベイシアグループ健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、各事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理部署名及び当組合での管理責任者について、次のように公表いたします。

### 1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

各事業主が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

当組合、各事業所の安全管理者（健康管理担当部門担当者）

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

当組合においては、特定健康診査のデータを基に各事業主と協力して特定健康指導の実施や組合員の生活習慣病の改善および健康の保持増進のための保健事業を推進します。

**5. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称並びに法人の代表者氏名**

当組合 管理責任者 常務理事

各事業所の健康管理担当部門の長